

医療費助成対象の方が学校等で負傷した場合の受給者証の取り扱いについて

1. 医療費助成に係る受給者証の取り扱い

児童などが学校等の管理下で負傷し医療機関等で受診した場合は、(財)日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の給付対象となります。

給付対象は、医療費総額が5,000円以上(自己負担割合が2割の方は1,000円以上、3割の方は1,500円以上)の医療費です。

そのため、**学校等の管理下で負傷し医療機関等で受診した場合は、学校を通じて申請することにより、後日、災害共済給付制度から給付されますので、医療費助成に係る受給者証は使用しないでください。**

(参考)

子ども医療費受給者証	
公費負担者番号	受給者番号
道	
市	
区	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
公費負担者番号区分	
発行機関名 及び印	北 海 道 登 別 市 長
交付年月日	年 月 日

なお、医療費助成に係る受給者証を使用したことにより「医療費助成」と「災害共済給付」を二重に受給された場合は、後日、市に対して医療費助成額を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

また、何らかの事情により受給者証を使用した場合は、医療助成担当までご連絡願います。

※ 医療費総額が5,000円未満(自己負担割合が2割の方は1,000円未満、3割の方は1,500円未満)の医療費は、(財)日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の適用となりませんので、医療費助成に係る受給者証を使用することができます。

2. 災害共済給付制度の対象となる学校等

小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・幼稚園・保育所

で、学校等の設置者が(財)日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入している場合です。(国立・公立・私立の別は問いません)

3. 医療費助成制度の対象

	子 ども 医療費助成 (受給者証: 白色)		ひとり親家庭等 医療費助成 (受給者証: 黄色)		重度心身障害者 医療費助成 (受給者証: 緑色)	
	通院	入院	通院	入院	通院	入院
保育所・幼稚園児童	○	○	○	○	○	○
小学生	△	○	○	○	○	○
中学生	△	△	○	○	○	○
高校生			○	○	○	○

※△～住民税非課税世帯

4. お問い合わせ先

登別市 保健福祉部
年金・長寿医療グループ
医療助成担当
電話 0143-85-1771
内線 135・240

